

筑波ロー・ジャーナル

33号

大塚章男先生追悼号

2022年12月

論 説

ステークホルダー・キャピタリズム時代の会社のパーパス奥乃真弓	1
株主アクティヴィズムとシヴィル・ロー小梁吉章	23
親との関係を妨げられたことを理由とする成年に達した子からの損害賠償請求——『民事責任法と家族』の一つの補遺——白石友行	41
国外で設定された動産上の約定担保物権の効力に対して 国内法の改正が及ぼす影響直井義典	89
信託と信認法理の公的意義 ——国民の基本権の保障と法曹三者の信認義務田村陽子	113
EU 国際私法と労働契約の概念藤澤尚江	147
租税条約において定義されていない用語の解釈についての考察 ——日ルクセンブルク租税条約みなし配当事件を素材として——本田光宏	177
インサイダー取引規制の検討 ——内部者が内部情報を「職務に関し知った」とされる場合——萬澤陽子	199
弁護士の中立公正義務の理論的分析（1）森田憲右	225
企業に対する人権デューデリジェンスの要求弥永真生	251
判例評釈	
在外国民審査権訴訟大法廷判決（最大判令和4年5月25日） ——これまでの最高裁判例の延長線上における位置づけ——大石和彦	271
大塚章男先生略歴・主要著作目録.....	289





故 大塚 章男 先生

追悼の言葉

2021年10月9日に大塚章男先生が急逝されてから、早いもので1年以上が経過しました。あまりにも突然のことでしたので、いまだに信じられず、大塚先生の面影は、今も私の臉に浮かんで離れようとしません。

大塚先生は、1984年に一橋大学法学部をご卒業後、1986年に弁護士登録（第一東京弁護士会）をされて、以降、渉外法務、企業法務等に携われてきました。その後、米国サザン・メソジスト大学ロースクール修了（LL.M.）、米国サザン・メソジスト大学ビジネススクール修了（MBA）、筑波大学大学院博士課程を修了とともに、博士号（法学）を取得され、国際企業法、会社法等を専門とする実務家兼研究者として、2005年に筑波大学教授に着任されました。筑波大学法科大学院には設立時から関与され、2013年に筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻長（法科大学院長）、2018年に筑波大学大学院ビジネス科学研究科長と要職も歴任されてきました。

このようなご経歴をお持ちの大塚先生は、筑波大学を心より愛し、常に筑波大学の教員であることに誇りを持たれていました。私たち教員にも、ことある毎に、筑波大学の教員であることに誇りと責任を持ちなさいと仰っておられたのを覚えております。

そのようなご姿勢もあって、大塚先生は、大学でのお仕事にも人一倍責任感を持たれる方でした。お亡くなりになる直前も、私と一緒に担当していた大学の仕事の最終確認をお願いしていましたが、「これで確定で結構です。よろしく願い申し上げます。大塚拝」との確認完了のメールを頂いておりました。大塚先生がお亡くなりになる前日の10月8日20時02分着信のメールでした。まさか、これが大塚先生との最後の通信になるとは夢にも思っておりませんでした。ですので、その翌日に大塚先生の訃報に接した際には、まったく信じられず、誤情報で嘘であって欲しいと願うばかりでしたが、その願いも叶わず、現実を知らされ、悲嘆の思いに暮れた次第です。

思い起こせば、私が大塚先生と初めてお会いしたのは、10年ほど前の2011年の秋でした。私が、筑波大学法科大学院の実務家専任教員として着任するのを前に、当時、法曹専攻の教務委員長であられました大塚先生の研究室にお邪魔して、担当予定科目である「民事訴訟実務の基礎」についてご教示を頂きました。その際、大塚先生は、当時、民事訴訟法の指定教科書でありました『大学双書 新民事訴訟法講義 第2版』（有斐閣）を手にされ、「姫野さんには、民事訴訟実務の基礎を担当いただきますが、民事訴訟法の深い理解も必要になります。授業では、学生からこの本の中のどこから、どのような質問が出ようと、即座に的確な回答ができなければなりません。2単位という重要な科目ですし、ここでの指導如何で、学生が民事訴訟法を理解できるかどうかが決まるといっても過言ではないのです。」とご指導頂きました。当時、私は、司法研修所所付の任期を終えて間もない時期で、ある程度、民事訴訟法にも通じているとは思っておりましたが、実務家である私にとって民事訴訟法の体系書や文献を隅々まで検討する機会からは遠ざかっており、大塚先生の厳しいお言葉に接し、内心、果たして、自分に大学の教員が本当に務まるのかと、とても不安な思いに駆られました。他方で、このお言葉は、実務家でありながら博士号も取得して研究者としても多方面でご活躍されていた大塚先生ならではの、同じ実務家である私に対する「激励」の表現だと受け止めることもできました。

この大塚先生からの「激励」のお言葉を頂いた日以降、私は、民事訴訟法を一から勉強し直し、翌年に始まる講義の内容をノート等にできるだけ詳細にまとめるなど、ご指導のとおり、どんな質問にも即座に対応できることを目指して準備を重ねました。このときの大塚先生の「激励」は、理論と実務を兼ね備えた法曹を養成するという法科大学院の実務家教員に課された使命とところえ、以後、法科大学院教員としての私の基本姿勢となりました。いま、若輩である私が、まかりなりにも法科大学院の実務家教員として教壇に立ち続けられているのは、大塚先生から頂いた厳しくも、暖かい「激励」を頂いたからに他ならず、この「激励」への感謝を忘れることは一時もありませんでした。

以来、私は、実務家でありながら研究者としても次から次へと先端領域の研

究成果を発表されていく大塚先生を心から敬愛し、また、大学の仕事にも研究にも妥協を許さないそのご姿勢を常に尊敬しておりました。ですので、私に何か迷いがあれば、いつも大塚先生を頼り、ご指導を仰ぐという関係が続けさせて頂いておりました。

大塚先生が筑波大学を去られるまでの間には、仕事を離れ、ゆっくりとお話しする機会をみつけて、「激励」から始まった大塚先生への敬愛や尊敬の思いをお伝えしようと思っておりましたが、突然に、それも適わぬことになってしまいました。今となっては悔やまれてなりません。せめて、ここで、その思いをしたためさせて頂くことによって、大塚先生への追悼の言葉とさせて頂きたく、僭越ながら、冒頭に本稿を記させて頂いた次第です。

私に限らず、大塚先生と交流のあった方々は、皆さん、大塚先生に様々な感謝の気持ちをお持ちと思います。

そこで、ここに大塚先生の名を冠した追悼号を編むことによって、私たちの感謝の念を表し、大塚先生への追悼とさせて頂きたいと存じます。

令和4年11日

筑波大学法科大学院長（法曹専攻長） 姫野博昭